

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	地方税等収納管理・滞納整理事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

石巻市は、評価対象の事務において特定個人情報保護ファイルを取扱うに際し、個人のプライバシー等の権利利益に影響を与えうる特定個人情報の漏えい、その他の事態を発生させるリスクを認識し、このような危険性を低減させるために適切な措置を講じ、これをもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

石巻市長

公表日

平成27年6月4日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム
	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム
	<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム
	<input type="checkbox"/> その他（その他の業務システム、中間サーバー）	

システム4

①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	<ol style="list-style-type: none"> 1. 符号管理機能 情報提供ネットワーク内で個人を特定する符号と、情報保有機関内で個人を特定する団体内統合利用番号を紐付け、その情報を保管・管理する。 2. 情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介した特定個人情報(連携対象)の照会とその受領を行う。 3. 情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介した特定個人情報(連携対象)の提供要求受付と提供を行う。 4. 庁内システム接続機能 庁内の共通基盤システムと情報の照会、提供及び符号取得について連携する。 5. 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会及び提供の処理について記録を生成し、管理する機能 6. 情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として保持及び管理する機能 7. データ送受信機能(「2.情報照会機能」「3.情報提供機能」との違い) 情報提供ネットワークシステムとの間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能 8. セキュリティ管理機能 「中間サーバーシステム方式設計書」の記述に準じる。 9. 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員を付与された権限に基づいて認証し、各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。 10. システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う。
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他（その他の業務システム）

3. 特定個人情報ファイル名

地方税等収滞納ファイル

4. 個人番号の利用 ※

法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項 ・番号法別表第一の以下の項 16,30,59,68
--------	---

5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※

①実施の有無	<input type="checkbox"/> 実施する <input type="checkbox"/> 実施しない <input type="checkbox"/> 未定
②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限) ・番号法別表第2の以下の項 27,28,29,42,80,94

6. 評価実施機関における担当部署

①部署	石巻市財務部納税課
②所属長	納税課長 三浦 幸喜

7. 他の評価実施機関

—

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
地方税等収滞納ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	個人住民税、軽自動車税、固定資産税及び国民健康保険税の納税義務者 介護保険料及び後期高齢者医療保険料の被保険者
その必要性	適切な収納管理及び滞納整理事務を行うため。
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号、その他識別情報: 対象者の特定、名寄せを行うため。 ・4情報及び連絡先: 本人へ送付又は連絡等のため。 ・国税関係情報: 所得税情報の確認のため。 ・地方税関係情報: 課税内容、収納・滞納状況、収入財産状況を把握するため。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月予定
⑥事務担当部署	石巻市財務部納税課
3. 特定個人情報の入手・使用	
①入手元 ※	<ul style="list-style-type: none"> [<input type="checkbox"/>] 本人又は本人の代理人 [<input type="checkbox"/>] 評価実施機関内の他部署 (市民課、保険年金課、介護保険課、市民税課、資産税課、危機対策課、保護課) [<input type="checkbox"/>] 行政機関・独立行政法人等 (国税庁) [<input type="checkbox"/>] 地方公共団体・地方独立行政法人 (都道府県、他市町村) [<input type="checkbox"/>] 民間事業者 () [<input type="checkbox"/>] その他 ()

②入手方法		[<input checked="" type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] その他 ()
③使用目的 ※		地方税等の収納管理及び滞納整理を行うため。
④使用の主体	使用部署	財務部市民税課、生活環境部渡波支所、生活環境部蛇田支所、生活環境部稲井支所、生活環境部荻浜支所、河北総合支所市民生活課、雄勝総合支所市民生活課、河南総合支所市民生活課、桃生総合支所市民生活課、北上総合支所市民生活課、牡鹿総合支所市民生活課
	使用者数	[<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		①収納に関する事務 ・発送された納付書を元に収納される税及び保険料の徴収 ②滞納整理に関する事務 ・納期限経過後未納となっている者を収納情報から抽出して督促状を作成し、発送する。 ・収納情報から滞納者を抽出して滞納整理を行う。 ③過誤納金に関する事務 ・収納情報から市税の過誤納金を抽出して還付、充当処理を行う。 ④口座振替に関する事務 ・収納情報から口座振替申込者を抽出して金融機関へ口座振替を依頼する。 ・金融機関から振替結果を受領して収納情報に反映させる。
情報の突合		・収納情報と納税義務者及び被保険者を宛名情報と突合せて収納に反映する。 ・収納情報と宛名情報を突き合わせて督促、還付、充当通知等を作成する。
⑥使用開始日		平成28年1月1日
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		[<input checked="" type="checkbox"/> 委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (<input type="checkbox"/> 3) 件
委託事項1		取滞納ユニットの運用
①委託内容		ジョブスケジューリングや帳票印刷等のシステム運用作業、職員からの問い合わせに対する調査、作業指示に基づくデータ抽出等
②委託先における取扱者数		[<input type="checkbox"/> 10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		株式会社インテック
再委託	④再委託の有無 ※	[<input type="checkbox"/> 再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	会社と従事者名簿の提出
	⑥再委託事項	ジョブスケジューリングや帳票印刷等のシステム運用作業、職員からの問い合わせに対する調査、作業指示に基づくデータ抽出等の実行
委託事項2		滞納整理システムの運用保守
①委託内容		ジョブスケジューリングや帳票印刷等のシステム運用作業、職員からの問い合わせに対する調査、作業指示に基づくデータ抽出等
②委託先における取扱者数		[<input type="checkbox"/> 10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上

③委託先名		株式会社エフコム仙台支社	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法		
	⑥再委託事項		
委託事項3		口座振替不能通知作成封入・封緘、督促状作成封入・封緘業務	
①委託内容		口座振替不能通知作成封入・封緘、督促状作成封入・封緘	
②委託先における取扱者数		[50人以上100人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		(株)ビー・プロ	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	業務の一部再委託に限り、やむを得ない事情がある場合に再委託先名称・再委託理由、安全性の確保等を書面により、事前に申請し承認を得るケースに限る。	
	⑥再委託事項	口座振替不能通知作成封入・封緘、督促状作成封入・封緘	
5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)			
提供・移転の有無		[<input checked="" type="radio"/>] 提供を行っている (4) 件 [] 移転を行っている () 件 [] 行っていない	
提供先1		国税庁長官	
①法令上の根拠		番号法第19条第8号	
②提供先における用途		滞納者の実態を把握するため。	
③提供する情報		滞納者の実態に関する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数		[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲		提供依頼された対象者に限定	
⑥提供方法		[<input checked="" type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [<input checked="" type="radio"/>] 紙 [] その他 ()	
⑦時期・頻度		随時	
提供先2		都道府県知事	
①法令上の根拠		番号法第19条第7号 別表第二の28の項	
②提供先における用途		地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの	
③提供する情報		滞納者の実態に関する情報	

④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	提供依頼された対象者に限定	
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input checked="" type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	随時	
提供先3	市町村長	
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の27項	
②提供先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの。	
③提供する情報	滞納者の実態に関する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	提供依頼された対象者に限定	
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input checked="" type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	随時	
提供先4	厚生労働大臣	
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の29の項	
②提供先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの。	
③提供する情報	滞納者の実態に関する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	提供依頼された対象者に限定	
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	随時	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

【地方税収滞納情報】

1.自治体コード、2.個人番号、3.編集済氏名カナ、4.編集済氏名漢字、5.宛名郵便番号、6.宛名住所コード、7.宛名住所、8.宛名地番、9.宛名方書カナ、10.宛名方書漢字、11.生年月日、12.性別区分、13.編集電話番号、14.収納キー1、15.収納キー2、16.履歴番号、17.初期登録業務日時、18.更新業務日時、19.更新システム日時、20.更新コンピュータ名、21.更新ユーザID、22.有効フラグ、23.決裁状態、24.旧自治体コード、25.賦課年度、26.税目コード、27.対象年度、28.通知書番号、29.期別コード、30.事業年度開始年月日、31.事業年度終了年月日、32.申告区分コード、33.連番、34.期割区分、35.調定年度、36.会計年度、37.前納報奨金、38.車両登録キー、39.車検区分コード、40.減免コード、41.期別調定額、42.期別収納額、43.延滞金調定額、44.延滞金収納額、45.督促料調定額、46.督促料収納額、47.納期限、48.繰上前納期限、49.納期変更フラグ、50.収納年月日、51.領収年月日、52.繰越時調定額、53.繰越時収納額、54.繰越調定額、55.繰越年月日、56.不納欠損額、57.表示用税目コード、58.表示用期月、59.随期フラグ、60.更正回数、61.収納回数、62.還付回数、63.充当回数、64.口振不能回数、65.納通返戻設定カウンタ、66.納通返戻設定年月日、67.督促返戻設定カウンタ、68.督促返戻設定年月日、69.納通発送年月日、70.督促発行年月日、71.更正年月日、72.国税更正年月日、73.更正届出年月日、74.更正請求年月日、75.更正通知年月日、76.過誤納金発生事由コード、77.法定納期限等、78.法定納期限、79.業務固有キー、80.漢字業務固有キー、81.申告年月日、82.調定年月日、83.延長月数、84.重加算対象税額、85.納税計画状態コード、86.納税計画カウンタ、87.執行停止カウンタ、88.不納欠損カウンタ、89.差押カウンタ、90.参加差押カウンタ、91.交付要求カウンタ、92.繰上徴収カウンタ、93.その他処分カウンタ、94.徴収猶予カウンタ、95.換価猶予カウンタ、96.滞納整理組合カウンタ、97.納税承継カウンタ、98.督促停止カウンタ、99.催告停止カウンタ、100.納通公示カウンタ、101.督促公示カウンタ、102.電話催告停止カウンタ、103.時効中断年月日

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
地方税等収滞納ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	情報提供依頼の前に、担当と上司で提供依頼をする対象者と提供依頼の内容についての妥当性を確認後、提供依頼をする。また、目的外の情報を誤って入手しないように回答用紙の様式も担当と上司で確認をしながら作成する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>【不適切な方法で入手が行われるリスクに対する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・庁内連携機能を介した情報の取引は、入退室を管理しているサーバ室間の通信に限定することで、詐取・奪取が行われないようにしている。また、ファイル及びフォルダのアクセス権を制御することで、アクセス権を有しない職員や業務システムのなりすましによる入手への対策を施している。 <p>【入手した特定個人情報が不正確であるリスクに対する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入手した情報については、窓口での聞き取りや添付書類との照合等を通じて確認することで正確性を確保している。 ・職員の調査等により、収集した情報に誤りがあることが判明した場合は、職権で適宜修正することで正確性を確保している。 <p>【入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスクに対する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・庁内連携機能からの住基情報、各種照会情報の入手については、サーバ間通信を限定することで漏えい・紛失を防止している。 	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・目的を超えないように担当者で確認の上、紐付けしている。 ・団体内統合利用番号連携サーバーは、番号法別表第1及び関係主務省令に定められた部署以外からの特定個人情報へのアクセスが行い得ないような仕組みを構築する。 ・団体内統合利用番号連携サーバーは、権限のない者のアクセスを認めない。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> ・収滞納ユニット及び滞納管理システムへのアクセスにおいて、識別情報（ユーザID/パスワード）による認証を実施し、ユーザIDにより利用権限を付しているため、権限のない機能は利用できない。 ・パスワードには、有効期限の設定、同一又は類似パスワード再利用制限、最低文字数の設定等を行っている。 ・ユーザID/パスワードの管理者は必要最小限とし、漏えい等が発生しないように厳重に管理している。 ・ユーザID/パスワードを複数人で共有することを禁止する。
その他の措置の内容	<p>【アクセス権限の発効・失効の管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・識別情報（ユーザID/パスワード）の発行・更新・廃棄は、人事異動や退職時など、あらかじめ定められたルールに基づいて随時行っている。 ・個人住民税ユニットにアクセスする職員へのアクセス権限は定期的に見直しを行い、適切な者のみがアクセスできるようにしている。 <p>【アクセス権限の管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ユーザID/パスワードの管理者は必要最小限とし、漏えい等が発生しないように厳重に管理している。 ・ユーザIDについては、セキュリティ責任者が定期的にチェックを行い、不要なIDが残存しないようにしている。また、利用期間が明確になったものについては、ユーザIDに有効期限を設定し、期限到来により自動的に失効するようにしている。 <p>【特定個人情報の使用の記録】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ユーザIDとともに、個人住民税システムへのアクセス、操作（登録、更新、印刷、外部媒体への出力等）のアクセス記録をログとして保管している。 ・上記アクセス記録について、確認が必要となった場合には即座に確認できる仕組みを準備しており、また、異常アクセス（休業日や業務時間外のアクセス、ログインエラー等）については定期的にチェックを行っている。

リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
アクセスログを取得するとともに、定期的にログを解析できる仕組み、不正利用された場合にログを追跡できる仕組みを用意する。			
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない	
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク			
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
規定の内容	安全管理措置、秘密保持、持出禁止、目的外使用禁止、複写複製禁止、収集制限、結合制限、返還破棄、作業従事者の報告、再委託の要件、作業従事者に対する監督・教育、契約内容の順守について規定している。		
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない	2) 十分に行っている 4) 再委託していない
具体的な方法	再委託元と同等の取扱規定を課している。		
その他の措置の内容	-		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<p>【事務従事者が事務外で使用するリスクに対する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> 外部媒体へのデータのコピーや印刷を監視およびログ取得しているため、業務外利用をした場合には特定可能であることを職員に周知し、事務外の利用を抑制している。 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク バックアップファイルの取得は入室管理をしているデータセンタでの作業に限定され、また、バックアップファイルの持ち出しはセキュリティ責任者による承認を必須としている。 特定個人情報を記録した紙媒体、DVD等の外部記録媒体は施錠保管し、鍵は管理者が厳重に管理している。また、持出し・持込みのルールを定め、遵守している。 保管期間が経過した特定個人情報を記録した媒体は、復元不可能な状態で確実に消去・廃棄している。 機器を廃棄もしくはリース返却する場合、機器内部の記憶装置からすべての情報を消去し、復元不可能な状態にする措置を講じている。 端末の片外持ち出しは、許可しない。 外部媒体へのデータのコピーや印刷を監視およびログ取得しているため、業務外利用をした場合には特定可能であることを職員に周知し、事務外の利用を抑制している。 			
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない	
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク			
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	秘密保持、持出禁止、濫用禁止、目的外使用禁止、複写複製禁止、収集制限、結合制限、返還破棄、事故発生時の報告、委託時の要件 確認方法・チェックリストで定期的な確認		
その他の措置の内容	評価時点では特定個人情報の提供及び移転がないため規定を設けていない。取扱いが始まる27年度から規定する予定		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
媒体紛失等に対するリスク: 特定個人情報の受け渡しはネットワークによるものとし、媒体に保管することによる紛失を予防する。			

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[O] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> (該当リスク無し)</p> <p><中間サーバーの運用における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・不正検知の目的で、ログを定期的に確認する。 ・中間サーバー接続端末の情報提供機能の利用にあたっては、事前に情報提供の内容について、上長の承認を得た上で、提供を実施する運用を義務付けている。 		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<p>◆不適切な方法で提供されるリスクに対する措置</p> <p><評価対象システムのソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーとは、データセンタ内のサーバ間通信に限定しており、他の経路で提供できない。 ・ID/パスワードに認証を行い、限られた職員のみ操作可能である。 ・本システムクライアント以外から情報提供できないようシステム上で担保している。 <p><運用における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報提供内容の自動応答が出来ない場合に手動で情報提供を行う場合は、所属長の許可の上実施する。 <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化した上で提供する。 ・中間サーバーを利用したユーザ、ログイン及びログアウトした時刻及び操作内容をログに記録する。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーと庁内の各業務システム及び情報提供ネットワークシステムとの間は、LGWANを利用することで不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ・各利用団体は、中間サーバーとの接続回線をそれぞれに分離し、通信を暗号化することで漏えいのリスクに対応している。 ・中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供のリスクに対応している。 <p><中間サーバーの運用における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ログを定期的に調査することで不正利用を検知する。 ・情報提供は自動応答又は特定個人情報管理端末に限定し、実施手順を運用ルールに定め、職員へ運用ルールの周知を徹底している。 <p>◆誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスクに対する措置</p> <p><既存住基システムのソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存住基システムの情報提供機能は、中間サーバーの仕様に基づき設計、テストを行っているため、誤った情報を提供してしまうリスクを排除している。 <p><既存住基システムの運用における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーに登録する特定個人情報については、登録時に複数の職員によるチェックに加え所属長の承認を経た上で登録する。 ・中間サーバーには可能な限り最新の情報を登録すること、誤った情報を登録した場合などの対応ルールを定め、当該ルールに従って実施している。 			

<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>

- ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。
- ・情報提供データベース管理機能により、情報提供データベースへのインポートデータの形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。
- ・情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>
(該当リスク無し)

<中間サーバーの運用における措置>

- ・特定個人情報管理端末から情報提供内容を登録する場合、複数の職員によるチェックを行い所属長の承認を得る。
- ・特定個人情報管理端末から誤った情報を修正する場合、修正内容について所属長の事前の承認を得た上で実施する。

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容		
再発防止策の内容		
その他の措置の内容	データバックアップを毎日実施し、保管場所は施錠している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

- ・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

- ・中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。
- ・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。
- ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。

8. 監査

実施の有無 [] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査

9. 従業員に対する教育・啓発

従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 	

10. その他のリスク対策

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

- ・中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。
- ・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。
- ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	石巻市総務部総務課 住所:石巻市穀町14番1号 電話番号:0225-95-1111
②請求方法	石巻市個人情報保護条例の規定に基づき、開示・訂正・利用停止請求を行う。
③法令による特別の手続	石巻市個人情報保護条例、石巻市個人情報保護条例施行規則
④個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	石巻市財務部納税課 住所:石巻市穀町14番1号 電話番号:0225-95-1111
②対応方法	電話、メールによる問合せ

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	平成27年6月4日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

